

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令の概要

総務省自治行政局住民制度課
外国人住民制度企画室

1 改正理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号。以下「規則」という。）について所要の改正を行う必要があるため。

2 改正概要

改正法により、外国人住民に係る住民基本台帳制度が創設されるとともに、住民基本台帳カードの引越継続利用、戸籍の附票記載事項通知の住基ネットを通じた送信が可能とされたことから、規則について、以下のような改正を行う。

<住民基本台帳カード関係>

- ・住基カードの交付を受けている者が転入届をした際に転出地市町村長から転入地市町村長へ通知する事項として総務省令で定めるものとして、住基カードの様式の別（顔写真有/無）その他住民基本台帳カードの管理のために必要な事項を規定する等所要の改正を行う。

<外国人住民関係>

- ・出入国港で在留カードが交付されなかった者が住所を有することとなったときには、在留カードが発行される旨の記載された旅券を提示することとする等所要の改正を行う。

<戸籍の附票記載事項通知関係>

- ・改正法により戸籍の附票記載事項通知を住基ネットを通じて送信することが可能とされたことから、当該通知の方法等を定める。

3 施行期日

<住基カード関係>

改正法の施行の日（平成24年7月15日までの間で政令で定める日）

<外国人住民関係>

入管法等改正法の施行の日（平成24年7月15日までの間で政令で定める日）

※出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）

<戸籍の附票記載事項通知関係>

入管法等改正法の施行の日

4 パブコメ要否

要（10月19日（火）～11月18日（木）実施）